

指定管理者

行政機関法 (H17.4月施行)	規定なし
神戸市 (H10.4月施行)	<p>< 現行条例 ></p> <p>(事務処理の委託)</p> <p>第 13 条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の全部又は一部の処理を実施機関以外のものに委託しようとするときは、当該事務に係る個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(受託者の義務)</p> <p>第 14 条 実施機関から前条に規定する処理の委託を受けたものは、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 前項の処理に係る事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。</p>
札幌市 (H8.4月施行) < 改正条例 H15.10月施行 >	<p>< 改正済み条例 ></p> <p>(委託に伴う措置)</p> <p>第 1 2 条 実施機関は、個人情報取扱事務を委託するときは、個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(受託者等の義務)</p> <p>第 1 3 条 第 1 1 条第 1 項の規定は、実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けたもの（以下「受託者」という。）が当該委託を受けた事務を行う場合について準用する。</p> <p>2 第 1 1 条第 2 項の規定は、受託者及び当該受託者が委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者について準用する。</p> <p>(指定管理者に関する特例)</p> <p>第 2 7 条の 2 指定管理者（地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が同法第 2 4 4 条第 1 項に規定する公の施設（以下「公の施設」という。）の管理を行うに当たって個人情報を取り扱う場合については、第 2 章の規定を準用する。この場合において、第 6 条第 1 項中「あらかじめ」とあるのは「当該指定管理者を指定した実施機関（以下「指定実施機関」という。）を通じて、あらかじめ」と、同条第 2 項中「遅滞なく」とあるのは「指定 実施機関を通じて、遅滞なく」と、第 7 条第 2 項第 6 号及び第 3 項第 2 号並びに第 8 条第 1 項第 5 号中「実施機関」とあるのは「指定実施機関」と、第 9 条第 1 項及び第 2 項中「あらかじめ」とあるのは「指定 実施機関を通じて、あらかじめ」と、第 1 0 条第 1 項中「実施機関以外」とあるのは「実施機関及び指定管理者以外」と、同項第 2 号中「実施機関」とあるのは「指定実施機関」と読み替えるものとする。</p> <p>2 前項に規定する場合において、指定実施機関が当該指定管理者の行う個人情報取扱事務について、第 7 条第 2 項第 6 号若しくは第 3 項第 2 号、第 8 条第 1 項第 5 号、第 9 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 1 0 条第 1 項第 2 号の規定により既に札幌市個人情報保護審議会の意見を聴いているときは、前項の規定により読み替えて準用するこれらの規定により札幌市個人情報保護審議会の意見を聴いたものとみなす。</p> <p>3 第 1 項に規定する場合における第 3 章及び第 4 章の規定の適用については、第 1 4 条第 1 項中「実施機関に対し、その」とあるのは「指定実施機関に対し、当該指定管理者が」と、「個人情報の」とあるのは「個人情報（当該指定管理者が公の施設の管理を行うに当たって保有するものに限る。以下この章及び次章において同じ。）の」と、第 1 5 条中「実施機関」とあるのは「指定実施機関」と、第 1 6 条第 1 項中「以内に」とあるのは「以内に、指定管理者から当該開示請求に係る個人情報の提供を受けて、」と、同条第 6 項中「直ちに」とあるのは「速やかに、指定管理者から当該開示請求に係る個人情報の提供を受けて、」と、第 1 9 条第 1 項並びに第 2 0 条第 1 項及び第 2 項中「実施機関」とあるのは「指定実施機関」と、第 2 1 条第 2 項中「訂正をした」とあるのは</p>

	<p>「訂正を指定管理者に行わせた」と、第23条第1項中「実施機関が」とあるのは「指定管理者が」と、「実施機関に」とあるのは「指定実施機関に」と、同条第2項中「実施機関」とあるのは「指定実施機関」と、第25条第1項中「実施機関は、その」とあるのは「指定実施機関及び指定管理者は、指定管理者が」とする。</p>
<p>仙台市 (H9.10月施行) <改正条例 H15.12月施行></p>	<p><改正済み条例> (委託に伴う措置等)</p> <p>第十二条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を委託(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により同法第二百四十四条第一項に規定する公の施設の管理を行わせることを含む。以下同じ。)しようとするときは、個人情報の適正な管理に関する契約上の定めその他個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託を受けた者は、前条各号に掲げる事項について適切な措置を講じなければならない。</p> <p>3 実施機関から委託を受けた個人情報を取り扱う事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。</p>
<p>千葉市 (H8.4月施行)</p>	<p><現行条例> (委託に伴う措置等)</p> <p>第12条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を委託しようとするときは、当該個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託を受けたものは、当該事務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 実施機関から委託を受けた個人情報を取り扱う事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。</p>
<p>さいたま市 (H13.5月施行) <改正条例 H16.1月施行></p>	<p><改正済み条例> (委託等に伴う措置)</p> <p>第10条 実施機関は、個人情報取扱事務の処理を外部に委託等するときは、当該委託等を受ける者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。))を含む。)に対し、個人情報の適正な管理について必要な措置を講ずるよう求めなければならない。</p> <p>(受託者等の義務)</p> <p>第11条 実施機関から個人情報取扱事務の処理の委託等を受けた者(指定管理者を含む。)は、その処理を行うに当たり、個人情報の適正な管理について必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 前項の処理に従事している者又は従事していた者は、その処理に関して知り得た個人情報を漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。</p>
<p>横浜市 (H12.7月施行)</p>	<p><現行条例> (事務の委託に伴う措置)</p> <p>第13条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の全部又は一部を実施機関以外のものに委託しようとするときは、当該個人情報を保護するための必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 実施機関は、前項の個人情報を取り扱う事務のうち電子計算機処理が行われるものを新たに実施機関以外のものに委託しようとするときは、同項の個人情報を保護するための必要な措置について、あらかじめ、審議会の意見を聴かななければならない。</p> <p>3 実施機関は、前項の規定により審議会の意見を聴いた場合を除き、第1項の規定により新たに委託をしたときは、当該個人情報を保護するために講じた必要な措置について、審議会に報告するものとする。この場合において、審議会は、実施機関に対し、当該報告に係る事項について意見を述べるができる。</p> <p>(受託者の義務等)</p>

	<p>第14条 個人情報を取り扱う事務の委託を受けた者(以下「受託者」という。)は、前条第1項の個人情報を保護するために講ぜられた必要な措置に従うとともに、自らも個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 受託者並びに当該事務に従事している者及び従事していた者は、当該事務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。</p>
<p>川崎市 (S61.1 月施行)</p>	<p>< 現行条例 > (個人情報処理受託者の義務)</p> <p>第 27 条 実施機関から個人情報の処理の委託を受けた者(以下「受託者」という。)は、当該受託した処理業務の範囲内で、個人情報の保護について実施機関と同様の義務を負うものとする。</p> <p>2 実施機関は、個人情報の処理を委託しようとするときは、当該受託者に対し、個人情報の保護を図るため、当該処理業務を行う場合における個人情報の漏えいを防止する等の個人情報の適正な維持管理について必要な措置を講じさせなければならない。</p>
<p>名古屋市 (H8.10 月施行) < 改正 条例 H16.4 月施行 ></p>	<p>< 改正済み条例 > (事務処理の委託に伴う措置)</p> <p>第 12 条 実施機関は、個人情報の取扱いを伴う事務の全部又は一部の処理を委託するときは、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 実施機関から前項に規定する処理の委託を受けたものは、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 前項に規定する処理の委託を受けたもの及び当該処理に従事している者又は従事していた者は、当該処理に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。</p> <p>(指定管理者の指定に伴う措置)</p> <p>第 26 条の 2 実施機関は、指定管理者(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に公の施設(同法第 244 条第 1 項に規定する公の施設をいう。以下同じ。)の管理を行わせるときは、当該公の施設を管理するに当たって取り扱われる個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、公の施設を管理するに当たって個人情報を取り扱うときは、当該個人情報の適正な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 指定管理者又はその管理する公の施設の管理の業務に従事している者若しくは従事していた者は、当該管理の業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。</p>
<p>京都市 (H6.4 月 施行) < 改正 条例 H16.3 月施行 ></p>	<p>< 改正済み条例 > (個人情報取扱事務の委託に伴う措置)</p> <p>第 14 条 実施機関は、個人情報取扱事務を委託しようとするとき(地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により同項に規定する指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときを含む。)は、当該個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。</p>
<p>大阪市 (H7.10</p>	<p>< 現行条例 > (事務処理の委託)</p>

<p>月施行)</p>	<p>第 13 条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の全部又は一部の処理を委託しようとするときは、委託に関する契約書に個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の防止に関する事項、契約に違反したときの契約解除及び損害賠償に関する事項等を明記するなど、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(受託者の義務等)</p> <p>第 14 条 実施機関から個人情報を取り扱う事務の全部又は一部の処理を受託している者又は受託していた者(以下「受託者」という。)は、次に掲げる行為をしてはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 受託した事務に関して知り得た事項を他に漏らすこと (2) 実施機関の承認を受けずに、受託した事務を第三者に委託すること (3) 実施機関の承認を受けずに、受託した事務に係る個人情報を第三者に提供すること (4) 実施機関の承認を受けずに、受託した事務に関して取得し、又は作成した個人情報が記録されている文書、図画又は電磁的記録を複写し、又は複製すること
<p>広島市 (H8.10 月施行) < 改正 条例 H16.4 月施行 ></p>	<p>< 改正済み条例 > (事務の委託)</p> <p>第 7 条 実施機関は、実施機関以外のものに対し個人情報の取扱いを伴う事務を委託しようとするとき(地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に対し個人情報の取扱いを伴う公の施設の管理を行わせようとするときを含む。)は、当該個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 実施機関から個人情報の取扱いを伴う事務の委託を受けたもの(個人情報の取扱いを伴う公の施設の管理を行う指定管理者を含む。)は、当該個人情報の漏えい、改ざん、滅失又はき損その他の事故の防止その他個人情報の適正な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。 3 実施機関から委託を受けた個人情報の取扱いを伴う事務(前項に規定する指定管理者が行う当該個人情報の取扱いに係る事務を含む。第 4 5 条において同じ。)に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。 <p>第 4 5 条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第 7 条第 3 項に規定する実施機関から委託を受けた個人情報の取扱いを伴う事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルであって特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるようにされたもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2 年以下の懲役又は 1 0 0 万円以下の罰金に処する。</p> <p>< 旧条例 > (事務の委託)</p> <p>第 7 条 実施機関は、実施機関以外のものに対し個人情報の取扱いを伴う事務を委託しようとするときは、当該個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 実施機関から個人情報の取扱いを伴う事務の委託を受けたものは、当該個人情報の漏えい、改ざん、滅失又はき損その他の事故の防止その他個人情報の適正な取扱いのために必要な措置を講じなければならない。 3 実施機関から委託を受けた個人情報の取扱いを伴う事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
<p>北九州 市 (H4.10</p>	<p>< 現行条例 > (委託に伴う措置)</p> <p>第 9 条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を委託しようとするときは、個人情報</p>

月施行)	<p>の保護に関し必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(受託者等の責務)</p> <p>第10条 実施機関から個人情報を取り扱う事務を受託したものは、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 前項の受託事務に従事している者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。</p>
福岡市 (H3.9月 施行)	<p>< 現行条例 ></p> <p>(個人情報の取扱いの委託)</p> <p>第10条 実施機関は、個人情報の取扱いを伴う事務又は事業を実施機関以外のものに委託するときは、当該個人情報を保護するために必要な措置を講じなければならない。</p>